

# 日本フットケア・足病医学会 九州・沖縄地方会 会則

## 第1章 名称および事務局

第1条 名称は、日本フットケア・足病医学会九州・沖縄地方会（以下、地方会）とし、事務局を株式会社春恒社（東京都新宿区）におく。

## 第2章 目的および事業

### （目的）

第2条 地方会は、日本フットケア・足病医学会（以下、本会）の九州・沖縄地方会として、下肢救済および足病治療・ケアに関わる医療関係者等が、教育、研究、技術の向上や標準化を図り、当該分野における医療・ケアを確立し、これを普及させることにより、患者の生活の質を向上させ、予後を改善することそして、下肢救済および足病治療・ケアに携わる医療従事者の診療報酬加算を含めた診療環境を改善することを目的とする。

### （事業）

第3条 地方会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、教育、普及活動
2. 本会、その他の関連学術団体との連携および提携
3. 下肢救済・足病予防活動
4. その他必要な事業

## 第3章 会 員

### （会 員）

第4条

1. 地方会には正会員、賛助会員をおく。正会員は当面地方会会費を徴収しないものとする。
2. 地方会の正会員は本会の正会員で九州、沖縄地区で勤務するものとする。  
（賛助会員を除く）資格等については、本会定款に準じるものとする。

## 第4章 役員・評議員

### （役 員）

第5条 地方会には評議員をおき、次の役員からなる。

1. 代表世話人、世話人数名(会長1名、次期会長1名を含む)
2. 監事2名
3. 九州・沖縄地方会評議員
4. 会長とは、地方会を代表して学術集会を主催する大会長のことをいう。

第6条 代表世話人および監事の選出は、評議員の中から評議員会において選出する。

第7条 代表世話人は評議員会を招集し、その議長となり会務を総括する。また代表世話人が評議員の中からその他の世話人を指名する。

第8条 会長は評議員会において選出する。会長は地方会を代表して学術集会を主催する。

第9条

監事は地方会の財産および業務執行の状況を監査し、その結果を評議員会に報告する。

第10条

1. 役員の任期は2年とするが、再任を妨げない。
2. 会長の任期は1年とし、前年度学術集会終了後より、当年度学術集会終了時までとする。

(評議員)

第11条

1. 地方会には評議員をおく。評議員は、評議員2名の推薦に基づき評議員会において選考し、代表世話人が委嘱する。
2. 評議員は評議員会を組織し、代表世話人の諮問に応じて地方会の運営に関する重要事項を審議する。
3. 地方会評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 地方会評議員数は地方会会員数の10%を超えないこととする。

(顧問)

第12条 顧問は、評議員会に出席し意見を述べることはできるが、議決に参加することはできない。

## 第5章 会 議

(評議員会)

第13条 評議員会は毎年1回以上、代表世話人がこれを招集し、代表世話人が議長となる。評議員会の成立は評議員数の1/2以上の出席を必要とする。ただし委任状は出席とする。評議員は次の事項を議決する。なお評議員の議事は出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

1. 事業および会計についての事項
2. 会則の変更についての事項
3. 解散についての事項
4. その他必要と認めるもの

## 第6章 会 計

第14条 地方会の経費には、賛助会員費、寄附金およびその他の収入をもって充てる。

第15条 地方会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第7章 会則改正

第16条 地方会会則の変更は、評議員会の承認を得るものとする。

## 第8章 附則

第17条 2021年10月21日に承認された会計年度期間の変更にともない、2021年度は調整年度とし2021年1月1日から2022年3月31日までの15カ月とする。

平成26年10月12日第5条、第7条、第15条を改訂

平成30年10月19日第11条を改訂

令和元年7月1日団体名称を改訂

令和3年10月21日第1条、第5条、第6条、第7条、第10条、  
第11条、第13条、第15条を改訂、附則第17条を追加